平成２３年（フ）第５０号
神奈川県藤沢市下土棚380番地　渡辺アパート102号
債務者　高田　　昇
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹森　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５３号
宮崎市恒久３丁目27番地９　大原ビル203号、借入時の住所宮崎市北川内町下釘崎5543番地２
債務者　森　章太郎
1　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　博信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４７８号
宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦９番地１　オッコーコスタ高鍋406号室、前住所宮崎県日向市鶴町３丁目３番２号
債務者　三樹　周二
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永友　郁子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５号
京都府亀岡市大井町並河２丁目３番13号
債務者　水野　秋雄
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　英幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成23年４月13日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第３５９３号
横浜市保土ケ谷区上星川３丁目21番３―1001号
債務者　佐藤　俊子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４０８５号
札幌市清田区里塚緑ケ丘８丁目３番２号
債務者　中尾　秀希
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８２号
富山市上袋660番地２　パストラルハイムＴ102号、前住所富山市堀川町348番地２　信開ガーデンコート堀川106号
債務者　横山　徳次
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８３号
富山市上袋660番地２　パストラルハイムＴ102号、前住所富山市堀川町348番地２　信開ガーデンコート堀川106号
債務者　横山登美子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　俊彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４号
茨城県つくばみらい市山王新田1482番地17
債務者　赤荻三知恵
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第５４２号
静岡県沼津市杉崎町２番５号　ミヨシハイツ103、前住所静岡県沼津市米山町13番43号　駅北マンションＢ203
債務者　横崎真由美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６９１号
奈良県生駒市鹿ノ台西１丁目１番地18、住民票上の住所奈良県生駒市鹿ノ台東２丁目７番地３
債務者　小城　裕美
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目32番29―701号てるやマンション
債務者　備瀬　知裕
1　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３６７７号
北海道石狩市花川南５条４丁目101番地　シャルム54―15号
債務者　大浦　勇一
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７３８号
札幌市中央区南９条西23丁目３番30号
債務者　鈴木　一恵
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７５４号
札幌市手稲区前田８条17丁目２番35号　エスポワール817―105号
債務者　森　　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８１８号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番23―307号
債務者　渡部　　晃
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部